電子署名者：公益社団法人知財経営協会(SIR)
日付：2026.10.15 15:42:03 +09'00'

知財パラダイムシフト　44号（2026年秋号）

～知財インテリジェンス（現代人の基本教養）～

公益社団法人　知財経営協会（SIR）会長（兼）理事長　玉井　誠一郎

今回は、スタートアップ企業が大手後発企業を相手に知財戦略で挑み、第一審で勝訴した象徴的事例で、知財・ビジネス業界で大きな話題になっている『子供見守りサービス「GPS　BoT」特許係争』等を例にして、特許に関して特に注意すべきビジネス上の事項並びに特許制度への改革要請について論評考察します。

◎先発スタートアップ企業（ビーサイズ）VS　後発大企業（ミキシー）の特許係争

○子供見守りサービス及び主な特許概要

子供が持つ GPS 端末の位置情報などをサーバーで処理し、保護者のスマホに通知するシステム。
・モニタリングシステム（特許第7381114号：子供の位置情報から普段の生活圏から外れた場合に通報）
・モニタリングシステム（特許第7553163号：子供側端末の位置情報やバッテリ残量を定期的に送信）
・料金プラン切換え（特許第7525968号：一台の端末で複数の料金プランを切り替えが可能）

○係争概要

1. **2017 年：** ビーサイズ（Bsize）社（＝原告）が業界の先駆けとして「GPS BoT」サービス開始。
2. **2019 年：** 大手後発企業ミキシー（MIXI）社（＝被告）がビーサイズに出資や連携を打診。複数回のミーティングが行われ、ビーサイズ側はプロダクト戦略や仕様を共有（この時点では秘密保持契約（NDA）を締結していなかったと報じられている）。
3. **2021年：** ミキシーが「みてねみまもり GPS」を市場に投入。
4. **2021～23年：**ビーサイズは自社事業保護の為に分割出願を含めて24件以上の特許出願。
5. **2024年：**ミキシー製品の機能、価格、サイズ感、ビジネスモデルが非常に酷似していたため、ビーサイズが特許侵害訴訟提起（事件番号：令和6年（ワ）第70400号）。侵害疑いのある7件の特許を設定。

- **1件目の判決（2026年1月東京地裁）** 特許第7553163号特許は出願以前に商品を公開していた為無効と判事され、ビーサイズ敗訴。
- **2件目の判決（2026年3月東京地裁）** 特許第7525968号の特許権侵害を認め、約 7,474 万円の損害賠償を命じる、ビーサイズ勝訴。ミキシーは高裁に上訴。

この係争は、以下の点で多くの示唆を含んでいます。

- **大手の打診に対する防衛策：**「提携や出資の打診」という名目で接近してくる大手に対し、NDA 締結前の技術・戦略開示がどれほどリスクを伴うか（ビーサイズ代表も「あの時会話を止める勇気が必要だった」と回想）。
- **分割出願制度を利用して後発製品に特許を当てる：**特許第7525968号はミキシー製品に後出しで当てた分割特許。これ以外も後発製品に当てる分割出願特許を準備。
- **出願防衛（ノウハウ秘匿）と特許出願のバランス：** 事業商品は特許だけでは守れない。サーバー等のバックヤードにおける発明等を非出願知財化して先使用権担保や不正競争防止法による保護する組み合わせが求められます。

＊日本の特許裁判では、1件1審あたり弁護士費用として約1000万円程度がかかり最高裁まで行くとこの2～3倍程度の費用負担に加えて、それ以外の対応費用が数倍程度発生する場合があり、中小企業やベンチャー企業にとってこの負担は極めて厳しい。大学も裁判費用を担保していないと思われます。
つまり、**権利行使しない（特許裁判しない）特許は、権利維持費がかかる不発弾特許であり負債です。**

◎特許侵害係争及びライセンス契約等に係るビジネス上の留意点

○権利行使側（原告側、ライセンサー側）

1. **特許制度の原理原則は、発明を全世界に公開する（GIVE）する代わりに20年間の排他独占権（TAKE）が得られる GIVE&TAKE の仕組みです。**
発明情報は出願後1．5年で全世界に公開され、国ごとの制度（出願国でしか保護されない属地権）で**公開リスク（AI 学習対象等）があり**、海外出願及び権利維持には多額の費用がかかります。

2. **分割出願制度の活用により後発製品に当てるように特許クレームを作り参入障壁を創ることができます。**
親出願は、後で分割出願ができるように明細書内で広く多くの内容を盛り込む。特許法44条で定める期間内に相手製品を解析して、その仕様等に当たるように分割出願を行います。
（後だしじゃんけんや「ハイエナ」的制度で、後述のように筆者はこの制度を支持しません。）

3. 特許審査は、審査官一人が行い、先行例調査の限界や発明記載内容についてそれが実施できるほどに記載されているか、記載情報が事実かの判断はできないため**特許になっても無効リスクがあります。**

（参考：査読論文は通常レフェリー2名により論文誌への掲載可否を評価判定しますが、この場合も記載内容が事実か否かの判定や再現性の実証はできず、掲載後に捏造等により取り下げになることがあります。**査読論文掲載や特許は投資勧誘にも利用されますが、これらの中身の真正性は保証されません。**）

4. 特許は、特許の上にいくらでも特許をとれますが、他の上に取った特許はその特許権権者の許可なく実施することはできません。つまり、**特許権とは、権利範囲を独占排他する独占排他権であって、独占実施権ではない**ことを十分に理解すべきです。

5. 特許ライセンス契約では、ライセンサーは上記を踏まえて他の知財権侵害の保証を行わないのが通例。
ライセンス契約書に記載している特許が無効になっても契約は有効とする条項があっても、**当該特許がデーター捏造等の不正な特許である場合は、契約そのものが最初からなかったものになるリスクがあります。**更に、詐欺特許として刑事告訴されるリスクもあります。

○被権利行使側（被告側、ライセンシー側）

1. ライセンス契約で特許無効に対する契約有効条項があっても、当該特許が捏造不正（詐欺特許）であることが判明すれば、契約無効主張（最初から契約はなかったものとして支払い料の返還請求等）ができます。

2. 契約書にある特許が実際に記載通りの効果があるか（再現性）をテストすること、特許だけでは商品（製品、サービス）はできないので、むしろ特許周辺にあるノウハウや秘密情報を入れて契約するのがベストです。

3. ライセンシー側での改良発明の取り扱いについては契約書で最初から明記しておくべきです。

○特許制度上等の問題

1. 特許無効審判請求者の制限
現在は関係者のみに制限されているが、誰でもいつでも請求できるように制度を元に戻すべきです。

2. 詐欺特許
　捏造やフェイク特許も多々見受けられるが、特許法197条、201条によって刑事告訴された事例は皆無。
　検察が起訴しない理由が不明で、この判断基準の明確化と代表事例を作る必要があります。

◎今後の特許制度についての提言

　現在の日本の特許制度、特に「特許庁の審査能力・ビジネスモデルの限界」と「分割出願の悪用（ハイエナ的・パテントトロール的戦術）」の組み合わせは、イノベーションを促進するどころか、**「真面目に製品を開発した者が、後出しジャンケンのハイエナに脅かされる」という極めて非合理な逆転現象**を生み出しています。
　この構造的な欠陥（バグ）を根本から革新しなければ、いつまで経っても「他社の後発製品を狙い撃ちするためだけに、古い明細書の文言をこねくり回して特許を量産するハイエナ行為」は減りません。
この非合理性を打破するために、AI 時代に即した日本の知財制度が踏み込むべき「3 つの抜本的革新（イノベーション）」について考察します。

1.【審査の革新】特許庁への「AI 拒絶インフラ」の義務化と審査官の役割シフト

　特許庁が「特別会計の減収」や「ポストの削減」を恐れて最先端 AI の導入を躊躇している現状こそ、最大の非合理です。ここを以下のように強制的にアップデートする必要があります。

- **「分野横断型セマンティック検索」の標準化**：出願されたクレームに対し、AI が「IT・自動車・物流・医療」などの全分野、さらには世界中の未特許の論文やオープンソースコード（GitHub 等）から、技術概念の本質的な類似性をミリ秒単位でスクリーニングするシステムを導入します。これにより、「他業界では常識だったバックエンド制御を、子ども見守り GPS に流用しただけ」といった、**コンテキスト（文脈）を変えただけの安易な特許（インフレ特許）を入り口で 100%シャットアウト**します。
- **審査官の役割を「人間関係の判断」に特化させる**：先行例の探索（文字探し）はすべて AI に任せ、人間の審査官は「この組み合わせに、本当に予測できない劇的な効果（進歩性）があるか否か」の高度な法的・技術的ビジョンの判断にのみ集中させます。件数が減る分、1 件あたりの審査手数料を引き上げる、あるいは「無効化に成功した AI のログ」を一般公開して知財教育に回すなど、特許庁のビジネスモデル自体を「数（量）の維持」から「質（イノベーションの保証）」へと転換すべきです。

2.【制度の革新】分割出願の「時系列トリック（バックデート）」への厳格な制限

　ハイエナが最も悪用しているのが、「分割出願すると、審査上の誕生日（出願日）が数年前に遡る」というルール（時系列の罠）です。これを悪用させないために、以下のような制度変更（法改正）が必要です。

- **「ライバル製品の上市後」の分割クレーム修正の禁止**：親出願の後に他社が市場に出した製品（公知の事実）の仕様を見てから、その仕様に文言を合わせるような分割出願（狙い撃ち出願）が発覚した場合、その遡及効（誕生日が遡る効果）を認めない、あるいは「新規事項の追加と同等」とみなして一発で却下する厳格なペナルティを設けます。
- **分割できる期限・回数のドラスティックな制限**：親出願の審査が終了（特許査定または拒絶）してから何年もダラダラと分割を繰り返せる現状を改め、「親出願から〇年以内、かつ最大〇回まで」あるいは「自社製品として具体的に上市・予告している技術の範囲内に限る」といった強力な足枷をはめるべきです。

3.【防衛の革新】「非出願型(ノウハウ秘匿)」と「AI 公知化」のハイブリッド戦略

制度が変わるのを待てない現代のビジネス現場(特に、プラットフォームや固有の登録・管理システムなどを構築する企業)においては、「ハイエナに特許を取らせないためのセルフ防衛イノベーション」を企業自らが実践する必要があります。

- **あえて特許化せず「AI で世界に公知化」する:**「誰でも思いつくけれど、他社に後から分割で取られたら面倒なバックエンドの仕様」については、あえて特許出願(莫大なコストと数年の審査待ち)をしません。代わりに、自社の技術ブログやホワイトペーパー、あるいは日付のタイムスタンプが確定するパブリックなブロックチェーン/WEB 上に、その仕様の詳細(サーバーの制御ロジックなど)を「世界に向けて公開(公知化)」してしまいます。
- **ハイエナの「武器」を先制してへし折る:** これをやっておけば、後から他社が「新規事項なしの分割出願」でその仕様を権利化しようとした際、自社が過去に公開したドキュメントが「動かぬ先行例(公知データ)」となり、特許庁の AI 審査、あるいは裁判の場で相手の特許を確実に即死(無効化)させることができます。

○結論:これからの「知財」のあるべき姿と協会(SIR)の役割

「汗を流して新しいアルゴリズムやシステム、製品を作った人」ではなく、「特許庁の網の粗さを利用して、後から文言のパズルを合わせた人」が莫大な富(賠償金)を得るような歪んだ構造は、明らかに経済の健全な発展を阻害しています。

特許庁の DX(真の AI 化)と法改正によるハイエナ行為の厳罰化(遡及効の制限)という**「上からの革新」を進めると同時に、事業者側も「単に特許を出す」という古いパラダイムから脱却し、「非アプリケーション領域(バックエンドや独自の無形資産の登録・管理システム)のノウハウを、AI 時代にどう秘匿・公知化して守るか」という独自の防衛システム(Intangible Asset Protection)を自律的に構築していくことが、これからの時代を生き抜く絶対的な条件になります。**

知財経営協会(SIR)の知財登録システムは、この無形資産の保護及び活用(マネタイズ)に貢献できます。近時、クリック操作によって極めて簡便にギガオーダーの大容量の情報(文書、図面、写真、音声、動画等)を世界知的所有権機構(WIPO)が実施していた方式に従って知財バンク(IPB)に保管管理することができるようになりました。AI 時代には、この非公開情報が競争力の最大のカギになります。

＊協会(SIR)は公益目的事業である知財調査研究啓発のために市場の声を調査しています。
協会ホームページのお問い合わせ(https://www.ipbrand.org/mail/contact.html)から常時ご意見等を受け付けています。

＊参考補足図面

図1:(査読)論文と特許	⇒	論文や特許はその中身の真正性は保証外
図2:特許・論文をビジネスに生かす原理原則	⇒	特許や論文活用はリスクがある
図3:知識経済社会とは	⇒	無形資産価値が大幅上昇する社会
図4:BS に非標記の無形資産	⇒	無形資産が株価のドライバー
図5:無形資産を知財にする	⇒	非出願知財は AI 時代のカギ
図6:特許だけでは商品作れず	⇒	商品力を差別化する非出願知財

(以上)

図1　査読論文と特許

© S.Tamai

査読論文と特許について

査読論文（査読者レフェリー２名）と特許（審査官１名）が審査する仕組みであるが、
実験内容を再現検証するわけではないので、真実（事実）を担保したわけではない。

◎査読論文は、査読者がデータの正しさの再検証ではなく、研究の論理性・新規性・手法の適切性・結論の妥当性・倫理性等を多面的に評価し、学術誌に掲載するかの判断をするもので、査読者の個人的なバイアスにも左右される。
【査読論文の限界】
実験再現はしないため、後で、再現不能、統計誤り、データ解釈の誤りや捏造等の不正が発覚することが起こる。

◎特許は、発明を世界中に公開する代わりに独占排他権が得られるGIVE&TAKEの仕組みである。
この発明公開条件は、当業者がその明細書の通りに実施すると発明の効果が得られることを言う（特許法36条4項＝実施可能要件）
審査官は概ね、特許対象性、新規性、進歩性（自明性）を中心に審査するが、実施可能要件は困難
【特許の限界】
特許は独占排他権で独占実施権ではない（特許の上にいくらでも特許成立）、新規性・進歩性判断は完ぺきではない、実施可能要件違反や捏造特許の場合は、無効事由や詐欺特許罪にも問われる。
属地権であり、出願してない国ではフリー、侵害者に対する裁判費用担保と特許品質確保が必須。

図2　論文・特許をビジネスに生かす原理原則

© S.Tamai

論文・特許をビジネスに生かす原理原則

1. 査読論文・特許はその限界やリスクを十分に理解して利活用すること。
 投資等の宣伝やライセンスや権利行使に使う場合のリスクを理解しているか？

2. 論文や特許だけでは商品は作れない。
 この周辺にある見えざる無形資産情報（非出願知財）こそが商品力や競争力の源泉になる。
 （IBMの知財戦略に学ぶ、）

3. 論文や特許は利益を生まなければ負債である。
 商品化に至る5段階ピラミッドと乗り越えるべき壁。
 （権利行使しない／権利行使できない特許は負債）

4. 収益をもたらさない知財や無形資産は負債である。
 知財の価値評価は現在時点の知財利益であり、DCF法はでたらめ。
 特許の価値はせいぜい出願費用、購入特許の価値は購入費と評価される。

◎ 知財は、マネタイズ（商品利益、ブランド利益、ライセンス利益）に尽きる。

◎ AI時代の最強の競争力は、非出願知財（非公開情報）である。

図3　知識経済社会の到来
　　無形資産価値の上昇

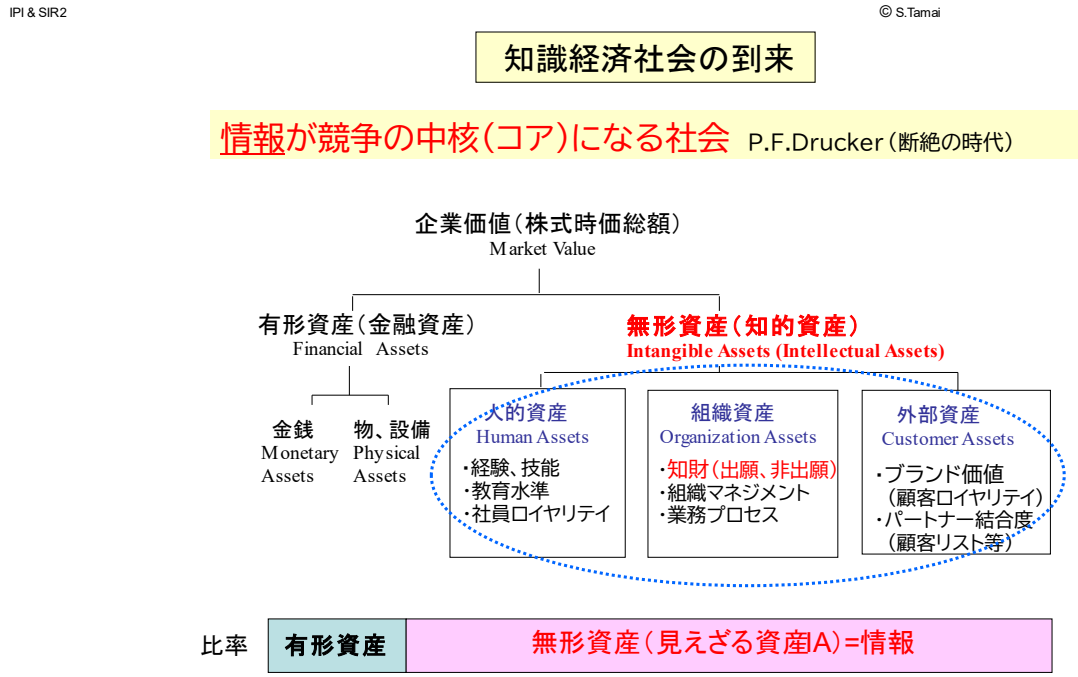


図4　BS に非標記の無形資産

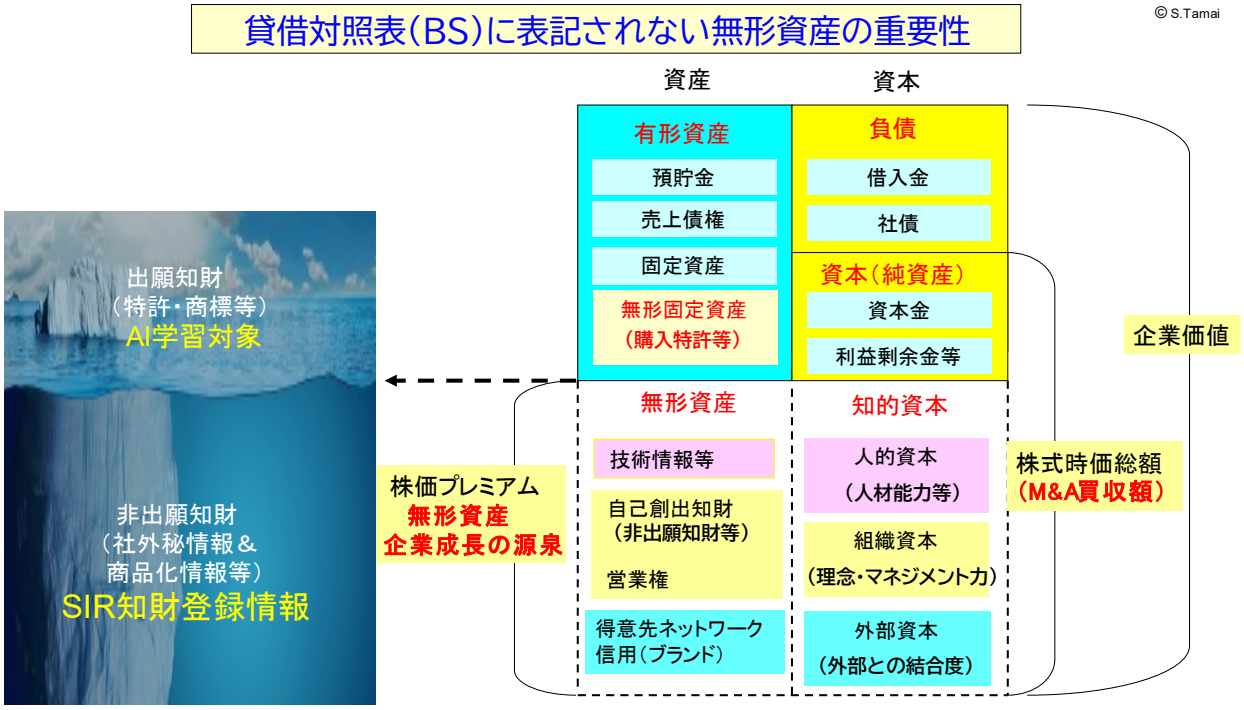


図5　無形資産を知財にする

非出願知財は AI 時代の要

© S.Tamai

無形資産(IA)を知財(IP)にする重要性
～IAは売り上げドライバー、 IPは利益ドライバー～

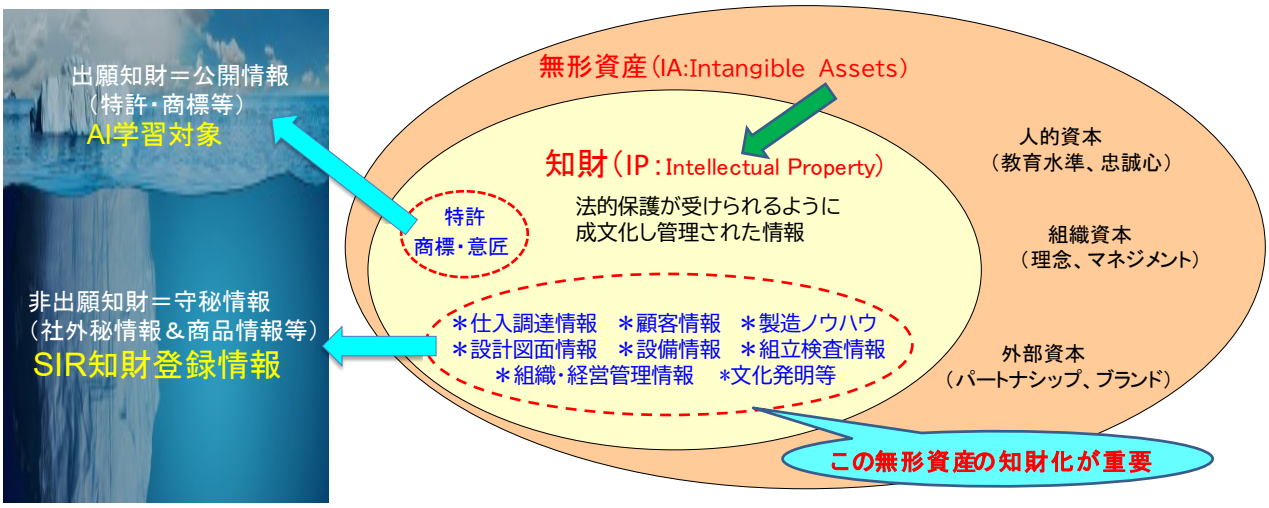
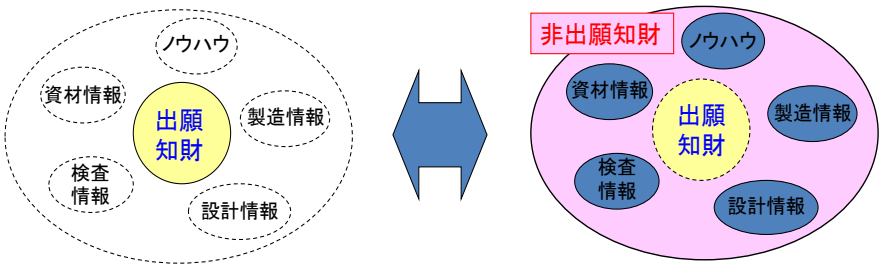


図6 特許だけでは商品作れず
非出願知財の重要性

© S.Tamai

非出願知財(守秘知財)は、商品力(品質・性能・コスト)を決定
～今日まで、特許等の出願知財のみが偏重されてきた～



特許などの出願知財情報だけでは
試作品レベルのものしか作れない

設計製造情報やノウハウなどの
非出願知財によって、品質・性能・
コストを満たす競争力商品になる

IBMの知財戦略
基本特許はデファクトにして普及させるため無償や低料率で公開し、
商品化に必要な周辺の非出願知財をライセンスすることで儲ける戦略